

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	平田	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者施設介護・訓練等給付費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者総合支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。 				
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
内容	<p>【自立支援給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。A型（雇成型）とB型（非雇成型）がある。 施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 <p>利用者負担額について 生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と総費用額の1割を比較して低額な方。</p> <p>【更生訓練費】 自立訓練又は就労移行支援を提供する障害者支援施設に入所している者に、更生訓練費を支給する。</p>				
経過	<p>昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 同10月全面施行</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>				
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【審査・決定】直営</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	608,513	687,737	759,604	846,911	1,037,948	1,231,340	1,299,255	
決算額（25年度は見込み）	557,180	641,408	759,599	846,911	1,027,558	1,231,088	1,281,734	
人件費等	3,416	2,965	3,258	4,360	5,203	4,266		
減価償却費				1,453	2,333	1,775		
【事務分担量】（%）	40	35	40	50	75	55		
合計（+ +）	560,596	644,373	762,857	852,724	1,035,094	1,237,129	1,281,734	
国（特定財源）	281,347	326,953	365,775	409,104	505,655	594,697	639,566	
都（特定財源）	135,064	127,665	199,991	224,248	280,801	320,650	321,733	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	144,185	189,755	197,091	219,372	248,638	321,782	320,435	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
療養介護対象者数	1	1	1	1	1	21	21	
施設入所者数	140	145	154	136	138	144	163	
施設通所者数	167	236	236	277	397	469	470	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自立支援給付費	1,027,558	1,231,088	自立支援給付費	1,231,088	自立支援給付費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
療養機関入所者数		1	1	21	21	-	24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者（都移管分）含む 24年4月から作業所ポニエルフ含む
施設入所者数		136	138	144	163	-	
施設通所者数		277	397	469	470	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	グループホーム事業費（01-01-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障がい者グループホーム等支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。				
対象者等	【共同生活援助（グループホーム）】 ・就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【共同生活介護（ケアホーム）】 ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の日常生活上の支援を必要とする者				
内容	【サービス内容】 就労中の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い、生活の場を提供する 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費 【入居者の家賃助成】 <知的・身体障がい者・難病患者> 所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に本人に助成 所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 <精神障がい者> 施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【入居者数】 （H25.3月末現在）				
		知的障がい者施設	精神障がい者施設		
		GH	CH	GH	CH
	区内	5	32	9	10
	区外	9	46	9	11
	計	14	78	18	21
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（89,000円/月） 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年 4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年 4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年 4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる				
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホーム・ケアホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	97,755	103,937	117,380	161,841	205,162	292,388	400,824
	決算額（25年度は見込み）	97,754	103,936	117,379	161,831	200,516	308,413	400,824
	人件費等	1,708	424	2,036	4,796	2,813	2,201	
	減価償却費				1,598	1,244	968	
	【事務分担量】（%）	20	5	25	55	40	30	
	合計（+ +）	99,462	104,360	119,415	168,225	204,573	311,582	400,824
	国（特定財源）	20,626	25,533	35,260	35,407	67,743	105,115	151,197
	都（特定財源）	14,358	16,044	17,630	17,705	35,328	54,889	75,773
	その他（特定財源）							
	一般財源	64,478	62,783	66,525	115,113	101,502	151,578	173,854
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数	62	62	79	101	113	151	165
	家賃助成対象者数	25	28	43	50	54	63	71

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	国単価	130,881	国単価	206,894	国単価
	都加算	53,019	都加算	74,791	都加算	84,820	
	家賃助成	8,770	家賃助成	8,198	家賃助成	12,310	
	区型グループホーム	1,068	区型グループホーム	979	区型グループホーム	1,068	
	特別対策費	1,959	特別対策費	3,121	特別対策費	231	
	特定障害者特別給付費	4,510	特定障害者特別給付費	14,430	特定障害者特別給付費	14,699	
	都加算（開設準備助成）	309					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	年間実施利用者数	101	113	151	165	-	24年4月からスクラムあらかわ含む
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<p>国の施策において、施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホーム・ケアホームがますます必要となってくる。</p> <p>法改正により、平成26年4月からケアホームがグループホームへ一元化されることについて、適切且つ円滑に対応する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
グループホーム・ケアホームの運営を引き続き支援していく。	グループホーム・ケアホームの運営を引き続き支援していく。
法改正に対応するための支給決定及び障害福祉サービス受給者証の発行をしていく。	法改正の内容を把握し、適切に対応するとともに、サービス事業者の請求事務をフォローアップしていく。
-	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い。

議 （要 旨 ） 状	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	短期入所給付費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形																			
		担当者名	新山	内線	2681																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害児者短期入所事業費（01-01-04）																							
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業																				
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者総合支援法																				
終期設定	有 無	年度	法令等																					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																						
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																						
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																							
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。																							
内容	【実施内容】	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う																						
	【利用方法】	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払																						
	【利用者負担】	障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（継続）ただし、上限月額が37,200円の場合は3%の積上げで上限月額の半額まで																						
	【利用者数】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>知的33人（2,840日）</td> <td>児童12人（266日）</td> <td>身体9人（441日）</td> <td>精神1人（49日）</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>知的34人（2,922日）</td> <td>児童9人（242日）</td> <td>身体7人（528日）</td> <td>精神1人（87日）</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>知的31人（2,860日）</td> <td>児童8人（140日）</td> <td>身体12人（626日）</td> <td>精神0人（0日）</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>知的55人（2,937日）</td> <td>児童13人（479日）</td> <td>身体26人（1,643日）</td> <td>精神4人（469日）</td> </tr> </table>				平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）	平成22年度	知的34人（2,922日）	児童9人（242日）	身体7人（528日）	精神1人（87日）	平成23年度	知的31人（2,860日）	児童8人（140日）	身体12人（626日）	精神0人（0日）	平成24年度	知的55人（2,937日）	児童13人（479日）	身体26人（1,643日）
平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）																				
平成22年度	知的34人（2,922日）	児童9人（242日）	身体7人（528日）	精神1人（87日）																				
平成23年度	知的31人（2,860日）	児童8人（140日）	身体12人（626日）	精神0人（0日）																				
平成24年度	知的55人（2,937日）	児童13人（479日）	身体26人（1,643日）	精神4人（469日）																				
経過	平成14年度まで	身体・知的障がい者 区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児 児童相談所に直接申請																						
	平成15年 4月	支援費制度の導入により、区が実施主体となる。																						
	平成18年 4月	障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む）																						
	平成21年 4月	報酬改定																						
	平成24年 4月 平成25年 4月	障害者自立支援法改正、報酬改定 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる																						
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																							
	【決定・支払】	直営																						
	【サービス提供】	指定障害福祉サービス事業者が実施する																						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	38,027	55,318	47,959	56,008	62,596	90,162	94,474	
決算額（25年度は見込み）	42,358	55,318	47,297	51,646	50,125	74,504	94,474	
人件費等	1,708	424	2,036	2,616	1,543	2,614		
減価償却費				872	778	1,129		
【事務分担当】（%）	20	5	25	30	25	35		
合計（+ +）	44,066	55,742	49,333	55,134	52,446	78,247	94,474	
国（特定財源）	15,327	20,456	26,244	22,279	19,187	27,399	38,136	
都（特定財源）	13,030	17,969	18,312	17,860	15,193	22,536	28,169	
その他（特定財源）								
一般財源	15,709	17,317	4,777	14,995	18,066	28,312	28,169	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用者数	46	64	55	51	51	98	98
	利用総日数	3,738	4,699	3,596	3,779	3,626	5,528	7,447

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	介護給付費	39,026	介護給付費	59,887	介護給付費	76,272
	都加算	11,099	都加算	14,617	都加算	18,202	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	利用者数	51	51	98	98	-	24年4月からスクラムあらかわ含む
	利用総日数	3,779	3,626	5,528	7,447	-	
	-	-	-	-	-	-	-

問題点・課題 （指標分析）							
	他区の実況	（実施 22 区		未実施			区）
	法定事業						

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

状況（要旨）	議会議事録
--------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 上野	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害児通所支援事業費 （01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15年度	根拠 法令等	児童福祉法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後の活動場所となっている。				
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児				
内容	【実施内容】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、 生活能力の向上のために必要な訓練を行う。				
	【利用方法】 申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払				
	【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額37,200円と総費用額の1割とを比較して低額な方 荒川区立心身障害者福祉センター（たんぼぼセンター）利用者は無料 その他事業所は区制度による軽減策あり（3%負担）				
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる				
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	18,116	17,417	20,242	20,682	22,396	54,364	51,367	
決算額（25年度は見込み）	18,115	16,461	20,242	19,326	19,979	41,435	51,367	
人件費等	854	424	1,629	2,616	1,543	1,788		
減価償却費				872	778	807		
【事務分担当】（%）	10	5	20	30	25	25		
合計（+ +）	18,969	16,885	21,871	22,814	22,300	44,030	51,367	
国（特定財源）	8,419	10,213	10,725	10,336	8,639	21,460	25,683	
都（特定財源）	4,209	5,106	5,362	5,170	4,320	10,777	12,841	
その他（特定財源）								
一般財源	6,341	1,566	5,784	7,308	9,341	11,793	12,843	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利用人数（人）	94	135	144	161	174	177	262	
利用回数（回）	3,709	3,363	3,696	4,173	3,866	6,502	7,988	
心障センター（人）	88	130	141	155	154	135	232	
他施設（人）	6	6	4	6	20	42	30	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	児童デイ	19,979	-	障害児通所支援 肢体不自由児通所医療	41,211 224	障害児通所支援 肢体不自由児通所医療

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	年間延べ利用回数	4,173	3,866	6,502	7,988	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日中一時支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	新山	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	日中一時支援事業費（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱（国）、荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	【タイムケア事業】障がい児者の特別支援学校等下校後等の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や日常的に介護する家族の休息を図る。 【地域活動支援事業】障がい者や障がい児に創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流促進の支援を行う。				
対象者等	【タイムケア事業】荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイト、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児。 【地域活動支援事業】身体障がい者、知的障がい者（現在利用者1名）				
内容	<p>【タイムケア事業】</p> <p>実施内容：利用対象者を預かり、社会生活に適應するため交流・創作的活動等の指導等を行う 供給関係：本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない 利用者負担：なし 実施場所：おぐのあかり（特定非営利法人あふネット） 生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会） 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（平成25年5月1日現在1ヶ所）</p> <p>【地域活動支援事業】</p> <p>実施内容：身体障及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を支援する事業所に地域活動支援費を支給する。 利用者負担：なし 実施主体：障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター</p>				
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始 平成26年 4月 生活クラブスニーカー定員拡大予定				
必要性	障害者総合支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【利用者決定】直営 【サービス提供】特定非営利活動法人あふネット、社会福祉法人荒川のぞみの会 日中一時支援事業者、地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	8,344	7,427	30,564	27,567	27,597	29,541	27,479	
決算額（25年度は見込み）	7,087	7,427	21,650	27,053	26,731	29,364	27,479	
人件費等	171	1,695	2,810	4,064	3,811	5,641		
減価償却費				1,452	1,400	2,420		
【事務分担量】（%）	2	20	45	50	45	75		
合計（+ +）	7,258	9,122	24,460	32,569	31,942	37,425	27,479	
国（特定財源）	2,664	2,296	7,166	8,663	7,531	7,478	7,110	
都（特定財源）	1,332	1,148	3,583	4,331	1,883	3,739	3,555	
その他（特定財源）								
一般財源	3,262	5,678	13,711	19,575	22,528	26,208	16,814	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用実人数（おぐのあかり）	14	14	20	20	18	20	20
	利用実人数（スニーカー）	-	-	28	39	43	43	43
	実利用者数（日中一時支援）	1	1	5	5	4	3	3
	実利用者数（地域活動支援）	1	2	1	1	0	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	おぐのあかり	6,566	おぐのあかり	6,497	おぐのあかり
	スニーカー	19,897	スニーカー	21,897	スニーカー	19,837	
扶助費	日中一時支援費	212	日中一時支援費	150	日中一時支援費	149	
	地域活動支援費	56	地域活動支援費	820	地域活動支援費	996	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	延利用者数（おぐのあかり）	2,309	1,928	2,013	2,312	-	-
	延利用者数（スニーカー）	1,880	1,835	2,621	3,120	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>指定管理：中央区、江戸川区（委託有） 委託：港区、墨田区、品川区、目黒区（補助有）、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区（登録形態有）、練馬区、足立区（補助有） 補助：新宿区（協定有）、世田谷区、北区 協定：台東区 事業者登録：文京区</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	障がい児等の日中活動の場を確保するために必要である。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大口	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	荒川区心身障がい者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	23年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 19名 <指導員数> 常勤4名 非常勤4名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容> 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年5月 旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行 平成19年度 特定財源（都）が増（財調より包括事業費に変更） 平成24年4月 障害者自立支援法上の新体系施設へ移行				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	19,855	22,176	22,176	23,335	23,845	0	0	
決算額（25年度は見込み）	19,855	22,175	22,175	23,335	23,845	0	0	
人件費等	427	847	407	872	254	0	0	
減価償却費				291	93	0	0	
【事務分担量】（%）	5	10	5	10	3	0	0	
合計（+ +）	20,282	23,022	22,582	24,498	24,192	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	13,292	13,936	13,614	13,614	14,514	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	6,990	9,086	8,968	10,884	9,678	0	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	通所者数	16人	18人	19人	19人	19人	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助 助け及び 交付金	運営費補助	23,845	運営費補助	0	運営費補助

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	通所者数	4,003	4,481	-	-	-	補助対象者延べ数
	実人数	19	19	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実 施状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	平成24年4月に新体系に移行したため事業終了

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	日中活動サービス事業等補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大口	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	日中活動サービス事業等補助事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者日中活動サービス事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	日中活動サービス事業運営費補助：9施設 施設新体系移行支援事業補助：4施設				
内容	<p>1 日中活動サービス事業運営費補助（運営費補助）</p> <p>基本経費 単価：17,000円/月（一人あたり） 算定方法：17,000円×各月初日在籍者数（上限：定員） メニュー選択式加算 年額：72,000円（一人あたり） 算定基準：所定の6項目中3項目以上該当した場合（上限：定員） 障がい者等雇用加算 年額：435,000円～1,887,000円 算定基準：補助対象者の雇用時間数に応じて 第三者評価受審経費 年額：600,000円（上限額） 算定基準：当該年度に受審した場合</p> <p>2 施設新体系移行支援事業補助（施設借上げ費補助）（作業所より移行した施設のみ対象） 補助率：1/2 算定方法：施設借上月額もしくは10,500円×定員×運営月数×1/2</p>				
経過	<p>平成20年 4月 事業開始（荒川ひまわり・同第2が新体系に移行）</p> <p>平成23年 2月 ワークハウス荒川が新体系に移行</p> <p>平成23年 4月 障がい者日中活動サービス事業運営費補助開始（運営費補助金の体系変更） 移行ではない新規指定事業所（荒川愛恵苑、カフェフレンド）も補助対象となる 第一～第四、パン工房あさがおが新体系移行より補助対象となる（合併して2施設となる）</p> <p>平成23年10月 ワン・ステップが新体系移行により補助対象となる</p> <p>平成24年 4月 作業所ボンエルフが新体系移行により補助対象となる</p> <p>平成25年 4月 作業所スカイが新規指定事業所として補助対象となる</p>				
必要性	障害者自立支援法上の施設体系への移行による減収や施設維持のため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		45,258	21,617	40,838	93,021	65,529	68,764	
決算額（25年度は見込み）		20,288	21,240	22,381	51,084	50,941	68,764	
人件費等		847	407	1,308	1,863	2,478		
減価償却費				436	684	968		
【事務分担量】（%）		10	5	15	22	30		
合計（+ +）	0	21,135	21,647	24,125	53,631	54,387	68,764	
国（特定財源）								
都（特定財源）		9,173	9,035	9,408	39,972	45,046	61,597	
その他（特定財源）		9,224	9,224	9,224	6,150	0	0	
一般財源	0	2,738	3,388	5,493	7,509	9,341	7,167	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助対象施設数（運営費）		2施設	2施設	3施設	7施設	9施設	11施設
	補助対象施設数（施設借上げ）		2施設	2施設	3施設	4施設	4施設	5施設
	貸付実施施設数		2施設	2施設	2施設	2施設	0施設	0施設

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	運営費補助（基本）	36,856	運営費補助（基本）	41,616	運営費補助（基本）
	運営費補助（加算）	1,887	運営費補助（加算）	2,026	運営費補助（加算）	2,317	
	運営費補助（第三者評価）	520	運営費補助（第三者評価）	1,197	運営費補助（第三者評価）	4,200	
	施設借上補助	5,671	施設借上補助	6,102	施設借上補助	7,167	
	貸付金	6,150					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	新体系移行施設数	3	6	7	8	8	作業所から新体系施設に移行した施設数
	その他新体系施設（新規）	-	2	2	3	-	新規に開所した新体系施設数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障害者総合支援法上の新体系に移行していない作業所について、平成25年度末までに移行完了が必要となる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
新体系施設への円滑な移行支援	区内新体系施設への安定的な運営支援
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	新体系施設の安定的な運営のために、必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神障がい者小規模作業所補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形										
		担当者名	大口	内線	2681										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	精神障がい者小規模作業所補助事業（01-13-03）														
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業											
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区精神障がい者小規模作業所通所訓練運営費等補助金交付要綱											
終期設定	有 無	年度	法令等												
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画										
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]													
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]													
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]													
目的	精神障害者小規模作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。														
対象者等	[小規模作業所] Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・ワークハウス荒川第2（社会福祉法人愛と光の会）														
内容	<p>荒川区精神障がい者小規模作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者小規模作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。小規模作業所は無し。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設種別</th> <th>開設年月</th> <th>定員</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークハウス荒川第2</td> <td>小規模作業所</td> <td>平成3年12月</td> <td>15名以上</td> <td>自動車部品の組み立て等</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容	ワークハウス荒川第2	小規模作業所	平成3年12月	15名以上	自動車部品の組み立て等
施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容											
ワークハウス荒川第2	小規模作業所	平成3年12月	15名以上	自動車部品の組み立て等											
経過	<p>平成12年 4月 保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。（平成10～12年度で差を1/3ずつ調整）</p> <p>平成14年10月 荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設（法内）となる。</p> <p>平成14年12月 マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。</p> <p>平成20年 4月 荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく新体系施設に移行。</p> <p>平成23年 2月 ワークハウス荒川が自立支援法に基づく新体系施設に移行</p> <p>平成23年10月 ワン・ステップ（旧マック・リブ作業所）が自立支援法に基づく新体系施設に移行</p>														
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。														
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)														

予算・決算額の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	92,013	53,880	54,218	54,151	34,731	17,517	17,521	
決算額（25年度は見込み）	90,653	53,879	54,217	50,874	26,753	17,517	17,521	
人件費等	1,708	847	407	872	169	1,652		
減価償却費				291	62	645		
【事務分担当】（%）	20	10	5	10	2	20		
合計（ + + ）	92,361	54,726	54,624	52,037	26,984	19,814	17,521	
国（特定財源）								
都（特定財源）	62,118	35,763	35,839	33,815	17,843	11,690	8,760	
その他（特定財源）								
一般財源	30,243	18,963	18,785	18,222	9,141	8,124	8,761	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
小規模通所授産施設数	2施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	
共同作業所施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	2施設	1施設	1施設	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	26,753	事業費	17,517	事業費	17,521

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用者数（小規模作業所）	63	48	16	18	-	各年度末人数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成25年度末までに、障害者総合支援法上の新体系施設に移行しなければならないが、移行に際しては移行先も含めた調整、運営に関しては補助等の支援が必要となる。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区）

問題点・課題の改善策	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新体系施設への円滑な移行支援
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	休止・完了	小規模作業所は、平成25年度末までに障害者総合支援法上の新体系施設への移行を完了させる予定となっており、それをもって本補助事業は終了となる。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム及び緊急一時保護寮運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（01-15-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠	知的障害者福祉法、障害者総合支援法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）.....企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業.....介護者が緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：在宅で就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	【グループホーム】 知的障がい者で現に就労している人に対して共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 定員：4人 利用期間：原則3年 総合支援法に基づく利用者負担：受給者証記載の負担割合に基づく額 使用料(家賃相当)：月0円～13,500円、食費：朝350円・昼400円・夕550円以内、共益費：月3,000円 【緊急一時保護事業】 在宅の障がい者(児)の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。利用には事前登録が必要。(学校・町会・連合会行事については利用可、グループ内活動は不可) 定員：2人 利用期間：1回7日以内(年間の利用限度なし) レスパイトは、年2回(1回につき3日以内) 使用料：1日700円 食費：朝350円・昼400円・夕550円 以内 【体験入所事業】 定員に空きがある期間を活用し住居や職員に慣れるために入所する。定員：1人、利用期間：6泊7日 【施設概要】ピアホーム西日暮里(荒川区西日暮里2-2-6) 主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室 敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階(1・2階部分)				
経過	平成6年 生活事業開始(入居は5月より) 緊急一時保護事業開始(入居は8月より) 平成8年 体験入所事業開始(入居は7月より) 平成12年 レスパイト利用開始(緊急一時保護事業内に追加) 平成15年 荒川区立障害者GH条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業 平成18年 障害者自立支援法の共同生活援助へ移行(指定管理者制度に移行、利用料の徴収) 平成25年 法改正(障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法)				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は総合支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 指定管理委託：東京都知的障害者育成会(平成21年度指定管理者更新H21.4～H26.3) 職員数：常勤職員 3人(住み込み1人、通勤2人)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	14,835	16,743	25,031	24,020	23,753	22,540	22,786	
決算額(25年度は見込み)	14,835	16,741	22,530	23,904	23,753	22,386	22,786	
人件費等	1,708	2,541	814	261	2,964	2,891		
減価償却費				872	1,089	1,129		
【事務分担量】(%)	20	30	10	30	35	35		
合計(+ +)	16,543	19,282	23,344	25,037	27,806	26,406	22,786	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	4,947	3,494	2,569	3,598	2,541	2,648	2,241	
一般財源	11,596	15,788	20,775	21,439	25,265	23,758	20,545	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
グループホーム利用者数	4	3	3	4	4	5	2	
// 利用率	41.7%	62.5%	60.4%	76.6%	56.0%	41.6%	50.0%	
緊急一時利用者数	515	590	363	482	593	415	400	
// 利用率	70.5%	80.8%	49.7%	66.0%	81.2%	56.8%	54.8%	

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	荻原	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	尾久生活実習所運営費（01-15-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者総合支援法の規定に基づき、主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者 25年2月現在：54人（本場38人・分場16人）				
内容	<p>面積：本場 = 1152.41㎡、分場 = 440.48㎡</p> <p>主要設備：本場 = （実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場 = （実習室、食堂、医務室）</p> <p>利用者の構成：重複障がい26人、知的のみ25人、身障のみ3人 障害程度区分6:24人、区分5:15人、区分4:15人 20歳台以下22人、30歳台23人、40歳台8人、60歳台1人（H24.4.1現在）</p> <p>利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。ただし、18～21年度は定率負担は3%とし、22～23年度も継続。非課税世帯は減免あり。食費は半額に減額（課税650円 325円、非課税230円 115円） 22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。</p>				
経過	<p>昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与）</p> <p>昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として）</p> <p>平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始</p> <p>平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。</p> <p>平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施</p> <p>平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名とする。</p> <p>平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行</p> <p>平成16年7月：多目的ホール貸し出し有料化</p> <p>平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降）</p> <p>平成19年：定員変更 本場39名 分場19名</p> <p>平成21年4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。</p> <p>平成25年4月：法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）</p>				
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託： 荒川区社会福祉協議会（18年4月～）平成21年4月更新（H21.4～H26.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	201,502	204,158	223,435	232,431	223,327	230,530	228,182	
決算額（25年度は見込み）	200,014	203,397	219,264	228,014	211,670	229,505	228,182	
人件費等	3,416	2,795	1,629	2,616	2,964	2,478		
減価償却費				872	1,089	968		
【事務分担量】（%）	40	33	20	30	35	30		
合計（+ +）	203,430	206,192	220,893	231,502	215,723	232,951	228,182	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	0	0	
その他（特定財源）	77,670	82,869	110,230	100,992	114,325	122,167	120,489	
一般財源	123,510	121,073	108,413	128,260	99,148	110,784	107,693	
実績推移	事項名							
施設定数	58	58	58	58	58	58	58	
通所者数（年度末）	50	52	53	52	54	54	54	
利用率（通所者数/定数）	86.2%	89.7%	91.4%	89.7%	93.1%	93.1%	93.1%	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	人件費	150,904	人件費	161,653	人件費
	管理費	37,782	管理費	37,714	管理費	38,398	
	事業費	9,966	事業費	10,725	事業費	11,576	
	積立金及び本部繰入金	5,326	積立金及び本部繰入金	10,793	積立金及び本部繰入金		
使用料・賃借料	通所バスリース料	7,667	通所バスリース料	6,086	通所バスリース料	6,731	
公課費	自動車重量税	25	自動車重量税	21	自動車重量税	25	
報償費等					指定管理更新	125	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	利用者定員	58	58	58	58	58	-
	利用者数	52	54	54	55	58	-
	利用率	89.7%	93.1%	93.1%	94.8%	100%	-

(問題点・課題)	<p>・施設開設（H7.4）後、15年を経過し、近年、水回りや空調等の設備の老朽化が顕著である。 22年度に受水槽及び消火水槽の改修、23年度に全館給湯給水管の改修を実施。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区） （生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所 （知的更生施設・法内施設 20区） 港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	修繕計画の作成・実施	修繕計画に基づく設備改修・維持の実施
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

(状況)	<p>議会議事録等</p>
------	---------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	大河内	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（01-15-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。</p> <p>【荒川福祉作業所】継続した就労支援活動を行うと共に一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。</p>				
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方</p>				
内容	<p>【施設概要】</p> <p>所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡</p> <p>主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他</p> <p>【荒川生活実習所】</p> <p>事業内容：生活介護（定員40名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で3クラス（職員は各クラス3～4名体制）</p> <p>利用者負担：原則10%（定率負担）、ただし、18年度から定率負担は3%、食費は半額に減額。 平成22年度から低所得者層の利用者負担額が免除となる。</p> <p>【荒川福祉作業所】</p> <p>事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。</p> <p>利用者負担：荒川生活実習所と同様</p>				
経過	<p>昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設</p> <p>昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される</p> <p>平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する（給食の実施）</p> <p>平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備）</p> <p>平成19年 4月 両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う</p> <p>平成21年 4月 障害者自立支援法の法内施設に移行 荒川生活実習所：生活介護施設（定員拡大：27名 40名） 荒川福祉作業所：就労移行支援・就労継続支援B型施設（定員拡大：48名 55名）</p> <p>平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）</p>				
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～）平成24年4月更新（H24.4～H29.3）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	183,843	193,227	199,354	189,404	201,368	198,484	214,147	
決算額（25年度は見込み）	170,470	182,241	184,516	182,194	186,619	189,753	214,147	
人件費等	1,708	1,694	1,629	2,616	1,694	1,239		
減価償却費				872	622	484		
【事務分担量】（%）	20	20	20	30	20	15		
合計（+ +）	172,178	183,935	186,145	185,682	188,935	191,476	214,147	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	0	0	
その他（特定財源）	108,275	114,611	141,558	137,875	146,960	154,314	135,436	
一般財源	61,653	67,074	42,337	45,557	39,725	37,162	78,711	
注の	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	26名	25名	27名	31名	33名	35名	35名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	48名	47名	47名	47名	47名	47名	44名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費等	AED消耗品	6	AED消耗品	20	AED買い替え	213
	委託料	人件費	135,352	人件費	138,144	人件費	149,542
		運営費	43,315	運営費	44,194	運営費	56,374
		実習所事業費	2,272	実習所事業費	2,238	実習所事業費	2,485
		作業所事業費	2,448	作業所事業費	2,128	作業所事業費	2,504
	賃借料	不動産賃借料	3,029	不動産賃借料	3,029	不動産賃借料	3,029
	報償費	実績審査謝礼	194				
	食糧費	実績審査お茶	3				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	荒川生活実習所利用者出席率（％）	88.0	88.3	88.7	90.0	93.0	出席日数 / (平日 × 利用者数)
	荒川福祉作業所利用者出席率（％）	87.2	86.5	81.0	90.0	93.0	出席日数 / (平日 × 利用者数)
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	8,892	9,996	9,005	9,500	10,000	受注開拓に努める

(問題点・課題)	<p>荒川生活実習所 利用者の年齢差や状態の差（例：ペースト状の食形態の人等）に合うプログラムに工夫が必要である。</p> <p>荒川福祉作業所 高齢の利用者が増え、作業や行事への参加に配慮が必要となっている。（60歳以上7人うち70歳以上2人） 工賃収入を増額するため、積極的に受注開拓していく。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
個々の様態に合わせた、きめ細かい支援プログラムを設定する。	個々の様態に合わせた、きめ細かい支援プログラムを設定する。
高齢の利用者に対し、生活全般を視野に入れた支援をしていく。	高齢の利用者に対し、生活全般を視野に入れた支援をしていく。
区内民間作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。	区内民間作業所と連携し受注の分配体制を築き、また荒川福祉作業所の受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組む。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形																														
		担当者名	小林	内線	2683																														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者福祉会館運営費（01-15-04）																																		
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業																															
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則																															
終期設定	有 無	年度	法令等																																
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																	
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																																	
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていくことを目指し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る																																		
対象者等	障がい者及び区民全般																																		
内容	<p>【貸館業務】会議室等（多目的ホール、会議室）の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用料（円）</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール（全）</td> <td>5,200</td> <td>5,200</td> <td>6,100</td> <td>16,500</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール1</td> <td>3,400</td> <td>3,400</td> <td>3,900</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール2</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>第1.2会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> <td>1,500</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>第3会議室（和室）</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,100</td> <td>3,100</td> </tr> </table> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室 【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示 【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座 【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練 【施設概要】荒川区荒川2-57-8 主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 開館時間：9：00～22：00 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 敷地面積：771.64㎡ 延床面積：1,482.08㎡ 休館日：毎月第3火曜・年末年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】76団体（平成25年3月31日現在）</p>					使用料（円）	午前	午後	夜間	全日	多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500	多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700	多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800	第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100	第3会議室（和室）	1,000	1,000	1,100	3,100
使用料（円）	午前	午後	夜間	全日																															
多目的ホール（全）	5,200	5,200	6,100	16,500																															
多目的ホール1	3,400	3,400	3,900	10,700																															
多目的ホール2	1,800	1,800	2,200	5,800																															
第1.2会議室	1,300	1,300	1,500	4,100																															
第3会議室（和室）	1,000	1,000	1,100	3,100																															
経過	平成9年8月 開設 平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大） 平成14年8月 インターネットスポット開設 平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置 平成18年4月 指定管理者制度に移行 平成21年4月 指定管理者更新（H21.4.1～H26.3.31）、情報バリアフリー化推進事業を統合 平成25年度 指定管理満期に伴う次期指定管理者の公募実施																																		
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。																																		
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員2人 非常勤職員3人																																		

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	39,291	41,896	51,420	45,477	42,147	40,008	42,374	
決算額（25年度は見込み）	39,286	40,492	50,370	45,286	39,309	40,004	42,374	
人件費等	854	847	814	1,744	2,541	3,386		
減価償却費				581	933	1,388		
【事務分担量】（%）	10	10	10	20	30	43		
合計（+ +）	40,140	41,339	51,184	47,611	42,783	44,778	42,374	
国（特定財源）								
都（特定財源）	749	930	929	934	986	678	767	
その他（特定財源）	990	555	923	907	1,298	652	831	
一般財源	38,401	39,854	49,332	45,770	40,499	43,448	40,776	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	会議室等利用件数	3,398	3,429	3,360	3,240	3,332	3,573	3,368
	会議室等利用者総数	49,628	45,353	44,535	47,194	46,965	47,247	48,095
	会議室等利用率	65.1%	65.9%	64.6%	63.2%	52.9%	59.6%	64.7%
	施設利用者総数	66,772	60,417	50,807	54,628	56,304	63,213	57,606

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品（AED等）	0	0	消耗品（AED等）	20	消耗品（盲人卓球）
委託料	人件費	19,841	19,841	人件費	20,763	人件費	21,291
	管理費	15,905	15,905	管理費	16,917	管理費	19,109
	事業費	1,595	1,595	事業費	1,270	事業費	1,376
	本部繰入金	96	96	本部繰入金	20	本部繰入金	20
備品購入費	積立金	1,872	1,872	積立金	1,014	積立金	1,014
	AED買替・盲人卓球			AED買替・盲人卓球		AED買替・盲人卓球	590

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	多目的ホール・会議室利用率	63.2%	52.9%	59.6%	64.7%	70.0%	利用件数/貸出可能コマ数 23年度は節電のため夜間貸出を一時休止
	障害者福祉推進団体登録数	76団体	74団体	76団体	77団体	77団体	登録障害者団体の数

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率が低い貸室の利用方法の見直しが必要である。 ・利用者アンケートより、施設情報がわかりにくいという声が多いため、広報の内容や手段の工夫が必要である。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区)
状況	中央、港、新宿、文京、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、千代田、目黒、北、品川、足立、江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	稼働率が低い貸室について、会館主催の講座やイベントなどで積極的に活用し、利用者に貸室の利用を促す。	-
	事業実施の際、広報の工夫及び媒体の検討を行い、利用者が参加しやすいようにする。	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

(状況)	11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター 運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	鈴木	内線	2684
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	精神障害者地域生活支援センター運営費 （01-15-06）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区精神障害者地域生活	
終期設定	有 無	年度	法令等	支援センター設置条例、同施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談			
	「憩いの場」の提供	夜間や休日でも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供			
	地域交流活動 開館日・時間	展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）			
経過	平成12年 平成13年 平成13年	保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で 社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定			
	平成15年 1月 平成17年 4月	精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の委託開始			
	平成18年 4月 平成18年10月 平成20年 4月 平成24年 4月 平成25年 4月	デイケア事業の一部を委託 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更 法改正（障害者自立支援法 略称・障害者総合支援法）			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：社会福祉法人トラムあらかわ 基本協定期間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	30,358	31,303	32,751	33,161	35,489	33,954	34,895	
決算額（25年度は見込み）	30,236	31,294	32,744	33,153	34,228	33,921	34,895	
人件費等	2,135	2,118	2,443	2,616	3,811	4,544		
減価償却費				872	1,400	1,775		
【事務分担量】（%）	25	25	30	30	45	55		
合計（+ +）	32,371	33,412	35,187	36,641	39,439	40,240	34,895	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	
その他（特定財源）								
一般財源	30,749	31,790	33,565	35,019	37,817	38,618	33,273	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	1日平均来館者数	26	29	31	29	31	23	31
	1回平均支援プログラムのべ参加者数	6	6	6	5	5	4	5
	1日平均相談件数（面接・電話計）	43	40	43	41	43	54	47
	新規登録者数	156	260	140	141	84	101	110

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	水道代	117	水道代	90	水道代
委託料	年間委託運営費	34,111	年間委託運営費	33,831	年間委託運営費	34,559	
備品購入費					A E D	213	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	来館者数	10,129	10,892	8,339	11,000	-	-
	支援プログラム参加者数	2,124	2,657	3,220	3,300	-	-
	相談件数	14,135	15,127	19,283	20,000	-	-

問題点・課題 (指標分析)	<p>来館者数は減少したが、プログラム参加者数・相談件数ともに増加傾向にあり、利用者の障がいも多岐にわたるようになってきたため、より専門性の高い相談支援や、訪問による個別支援計画作成等のサービスが提供できる体制を整備する必要がある。</p> <p>アゼリア（東尾久5丁目）は地域的に偏在しているため、南千住・日暮里地区の対象者が利用しにくい。そのため、精神障がい者の福祉サービスの利用を支援するための新たな機能をもつ施設を検討する。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	精神障がい者が、治療中断中の場合に安定した地域生活を送ることができるよう、精神障がい者の相談支援を充実する。	特定指定相談事業所として実施できるよう、充実をはかっていく。
	南千住か日暮里地域に地域生活支援センターの設置を検討する。	新たな地域地域生活支援センターを整備をする。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	精神障がい者の相談支援体制の充実を図る。

議 況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 大河内	課長名 内線	山形 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	スクラムあらかわ運営等事業費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠	協定書、荒川区障がい者地域生活支援事業実施要綱、障がい者地域生活支援施設運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	社会福祉法人 すかい				
内容	<p>1 施設概要 所在地 町屋6丁目28番13号 面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡ 構造 鉄筋コンクリート造6階建 開設 平成24年4月</p> <p>2 事業内容 (1) 自立支援給付事業（運営費補助） 共同生活介護（ケアホーム） 定員18人 対象：障害程度区分2以上 短期入所（ショートステイ） 定員12人 対象：障害程度区分1以上 (2) 地域生活支援事業（委託事業） 地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人 日中一時支援 提供日：平日16時～18時 定員：15人 施設入浴 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名、登録者の予約制 相談支援 提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制） 移動支援（車両移送型） 施設利用者が対象、登録者の予約制</p>				
経過	平成20年度 用地取得 平成21年度 事業者公募・選定・決定、協定締結 平成22年度 施設設計、計画通知、各種調整、建設工事 平成23年度 建設工事・竣工 平成24年度 開設				
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		332,113	5,508	26,797	510,351	144,220	137,944
	決算額（25年度は見込み）		291,000	2,278	26,611	505,381	114,198	137,944
	人件費等		3,388	7,737	8,633	7,471	3,304	
	減価償却費				2,876	2,955	1,291	
	【事務分担当】（%）			40	95	99	95	40
	合計（+ +）	0	294,388	10,015	38,120	515,807	118,793	137,944
実績の推移	国（特定財源）						10,713	12,493
	都（特定財源）				5,997	54,003	5,356	6,246
	その他（特定財源）						34	34
	一般財源	0	294,388	10,015	32,123	461,804	102,690	119,171
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実績の推移	共同生活介護事業在籍者数						17	18
	短期入所事業利用回数						2,418	3,100
	地域活動支援センター事業実施回数						93	144
	日中一時支援事業実施回数						636	900
	施設入浴実施回数						431	432

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			地域生活支援委託	81,328	地域生活支援委託	85,744
	負担金補助	建設費補助	502,877	運営費補助	32,870	運営費補助	52,200
		開設準備補助	2,504				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	短期入所利用率	-	-	55.2%	70.8%	80.0%	利用回数 / (365日 × 12床)
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	利用状況の把握及び適切な指導。 地域との交流や協力体制等の促進。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 最近の他区の施設整備状況 台東区：障害者支援施設 浅草ほうらい（平成22年6月開設・法人立） 千代田区：千代田区立障害者福祉センターえみふる（平成22年1月開設・指定管理）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
施設の円滑な運営を支援する。	施設の円滑な運営を支援する。
地域・事業者・区との連携による施設運営に努める。	地域・事業者・区との連携による施設運営に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	安定した施設運営に取り組む。

(状況)	21年決特 「ケアホームの入居期間について（3年で退居しなければならないのか）」
------	------------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	重度知的障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	重度知的障害者グループホーム費（01-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	荒川区法人立重度知的障害者グループホーム「東日暮里ハイツ」運営費補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度知的障がい者の地域における日常生活及び社会生活を支援するため、区内法人立の重度知的障がい者グループホームである東日暮里ハイツの設置、運営を支援する。				
対象者等	荒川区の重度の知的障がい者が共同生活を営む場である「東日暮里ハイツ」を運営する社会福祉法人等				
内容	<p>【重度グループホーム】（東日暮里ハイツ 東日暮里3-23-3） 重度知的障がい者の生活の場として平成14年に開設した東日暮里ハイツの運営費の一部を補助する。運営費補助は、世話人の通年確保及び同性介護の確保のため、非常勤1名を追加配置する。 平成18年10月に、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づく共同生活介護・共同生活援助に移行</p> <p>補助基準 開設経費：施設整備費（都補助率7/8）及び開設準備費（都補助率3/4）の設置者負担分 運営費：2,023,200円（168,600円×12ヶ月分）</p> <p>利用者負担 家賃・食費・共益（光熱水）費等についての実費及び総合支援法に基づく利用者負担 定員 6名（現状：障害程度区分2以上5人、区分2未満1名） 職員数 常勤：サービス管理責任者1名、生活支援員1名、指導員1名 非常勤：世話人2名</p>				
経過	平成14年 1月	法人・区	物件の検索及び検証		
	平成14年10月	区	入所者の募集 入所者の決定		
	平成14年12月	法人	開設		
	平成15年 3月		補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円）		
	平成18年10月		障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行		
	平成22年 4月		利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）		
	平成24年12月		実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更		
必要性	重度知的障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、東日暮里ハイツの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 設置者であるNPO法人かがやきに非常勤人件費1名相当額を補助				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,024	2,056	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023
	決算額（25年度は見込み）	2,023	2,023	2,023	2,023	2,023	2,022	2,023
	人件費等	256	424	407	436	85	496	
	減価償却費				145	31	194	
	【事務分担当】（%）	3	5	5	5	1	6	
	合計（+ +）	2,279	2,447	2,430	2,604	2,139	2,712	2,023
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,279	2,447	2,430	2,604	2,139	2,712	2,023
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	共同生活介護利用者数	5	5	5	5	5	5	5
	共同生活援助利用者数	1	1	1	1	1	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,022	運営費補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	72	各月利用者数×12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） 江東区、墨田区、目黒区、渋谷区（それぞれ、各区の基準を満たす事業者に世話人代替費をはじめとする人件費補助等を行っている。）平成25年5月現在

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 旨 問 状）	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
--------------------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	重度身体障害者グループホーム費（01-20-02）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	以下の全ての要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助（おぐのあかり 西尾久5-15-15） 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月=1,440,000円（年額）				
経過	平成17年12月	施設予定地を決定			
	平成18年 1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請			
	平成18年 4月	許可内示決定			
	平成18年 6月	建設着工（平成18年12月竣工）			
	平成19年 1月	事業開始			
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	16,104	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	
決算額（25年度は見込み）	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	
人件費等	854	424	407	436	85	496		
減価償却費				145	31	194		
【事務分担当】（%）	10	5	5	5	1	6		
合計（+ +）	16,932	16,502	16,485	16,659	16,194	16,768	16,078	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	16,932	16,502	16,485	16,659	16,194	16,768	16,078	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
入居者数	5	5	5	5	5	5	5	
居室維持管理費補助対象者数	5	5	5	5	5	5	5	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638	事業運営費
	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	入居者延べ数	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 7 区 未実施 15 区）</p> <p>新宿区：計2カ所 10人（社福法人立） 10人（社福法人立） 台東区：計2カ所 9人（社福法人立） 4人（NPO法人立） 目黒区：1カ所 7人（社福法人立） 世田谷区：1カ所 5人（NPO法人立） 北区：1カ所 4人（NPO法人立） 板橋区：1カ所 6人（NPO法人立） 足立区：1所 5人（区立民営）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	児童発達支援等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	塚原	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童発達支援等事業費（01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう支援する。また、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することによって、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。				
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童デイサービス（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童デイサービス：0才～就学前				
内容	児童デイサービス 定員 午前：15名 午後：15名 母子療育： 発達に問題を抱えた1・2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 母子分離療育： 発達に問題を抱えた3～5才児に対して発達段階に応じた小集団での支援を行う。 保育園児等の療育： 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 訓練療育： 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 セラピープログラム： 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 学齢児セラピープログラム： 学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 家族支援： 家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。				
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在籍児への機能訓練事業を実施。				
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、障がい児を抱えた家族へのさまざまなサポートも必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・臨床発達心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	2,086	2,194	2,184	2,645	6,860	5,657	5,684	
予算額	2,086	2,194	2,184	2,645	6,860	5,657	5,684	
決算額（25年度は見込み）	1,365	1,470	1,417	1,886	5,547	5,388	5,684	
人件費等	74,297	81,666	81,523	73,632	71,357	67,568		
減価償却費				26,406	28,208	33,399		
【事務分担量】（%）	920	1,014	964	909	907	1,035		
合計（+ +）	75,662	83,136	82,940	101,924	105,112	106,355	5,684	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	15,257	15,990	16,752	16,470	16,800	16,800	16,800	
一般財源	60,405	67,146	66,188	85,454	88,312	89,555	-11,116	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
年間延べ利用者数	3,122	3,451	3,839	4,168	4,238	4,471	4,500	
在籍人数	105	108	114	127	133	147	152	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等	非常勤職員報酬	2,909	非常勤職員報酬	3,268	非常勤職員報酬	3,270
一般賃金	指導業務臨時職員雇	197	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	0	
報償費	講師謝礼	1,455	講師謝礼	1,413	講師謝礼	1,540	
旅費	特別旅費	1			特別旅費	5	
需用費	賄費等	411	賄費等	388	賄費等	482	
役務費	ピアノ調律等	64	ピアノ調律等	84	ピアノ調律等	84	
委託料	寄生虫検査	16	寄生虫検査	17	寄生虫検査	19	
使用料	プール使用料等	165	プール使用料等	166	プール使用料等	178	
備品購入費	起立保持具等	329	スクーターボード	53	療育用テーブル	104	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	年間延べ利用者数	4,168	4,238	4,471	4,600	4,600	-
	児童相談（学齢児）	109(14)	141(15)	172(11)	200(15)	200(15)	-
	特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数	-	5	64	80	80	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営9ヶ所、法外1ヶ所

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
高機能自閉症やADHDの子ども対象のグループにおいて、より構造化された療育を構築する。	高機能自閉症やADHDの子どもを持つ家族に対し、ペアレントトレーニングの考え方を導入する。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	児童相談や学齢児機能訓練の充実を図る。

議 況 （要 質 旨 問 状 状）	21年決特 児童デイサービスの拡大 21年四定 障がい者に対する一貫した継続的支援システムの構築（特別支援教育との連携）について 22年予特 とぎれのない障がい者支援体制の確立について
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	石垣	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（01-02-04）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	区内で生活支援を必要とする身体及び知的障がい者				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助 社会資源を活用するための支援 社会生活力を高めるための支援：社会生活力を高めるため自立生活支援セミナーを実施する。 ピアカウンセリング：障がい者自信がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括</p>				
必要性	障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用時間に配慮し、専従の常勤職員1人と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,546	3,616	3,651	3,674	3,678	3,665	3,804	
決算額（25年度は見込み）	2,846	3,334	1,651	3,252	3,271	3,517	3,804	
人件費等	1,708	1,694	5,189	4,116	3,874	8,105		
減価償却費				3,050	3,110	4,034		
【事務分担当】（%）	20	20	119	105	100	125		
合計（+ +）	4,554	5,028	6,840	10,418	10,255	15,656	3,804	
国（特定財源）								
都（特定財源）			1,740	1,740	1,973	2,144	2,089	
その他（特定財源）								
一般財源	4,554	5,028	5,100	8,678	8,282	13,512	1,715	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
ピアカウンセリング件数	26	28	39	20	26	30	30	
自立支援セミナー開催回数	17	19	21	19	12	15	15	
セミナー参加人数	283	283	309	318	157	246	250	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬等	非常勤当事者相談員	2,978	非常勤当事者相談員	3,174	非常勤当事者相談員
報償費	セミナー講師謝礼	153	セミナー講師謝礼	215	セミナー講師謝礼	381	
旅費	旅費	1	旅費	1	旅費	3	
需用費	消耗品費等	85	消耗品費等	73	消耗品費等	78	
役務費	インターネット使用料	54	インターネット使用料	54	インターネット使用料	55	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	ピアカウンセリング	20件	26件	30	30件	35件	-
	自立支援セミナー開催回数	19回	12回	15	15回	15回	-
	自立支援セミナー延べ参加者	318人	157人	246	250人	250人	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

(状況要旨)	
--------	--